**大阪市環境影響評価専門委員会会議録**

１　日　時　令和６年１月25日（木）16時00分～16時55分

２　場　所　ウェブ会議

３　出席者

　　　　　専門委員会委員：近藤　　明　委員　　貫上　佳則　委員　　乾　　　徹　委員

　　　　　　　　　　　　　梅宮　典子　委員　　塩見　康博　委員　　竹村　明久　委員

　　　　　　　　　　　　　西野　貴子　委員　　花嶋　温子　委員　　藤田　　香　委員

　　　　　　　　　　　　　山口　弘純　委員　　山本　浩平　委員　　吉田　準史　委員

　　　　　　　　　　　　　若狭　愛子　委員　　若本　和仁　委員

　　　専門委員会特別委員：早川　雅晴　委員

　　　　　　　　　大阪市：環境局理事兼エネルギー政策室長

環境局環境管理部長

環境局環境管理課長

連絡委員会（環境局環境管理部環境管理課長　他）

事務局：環境局環境管理部環境管理課

４　議　題

「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業に係る環境影響についての検討結果報告書（案）」について

５　議事録

【司会】　定刻となりましたので、ただいまから大阪市環境影響評価専門委員会を開催させていただきます。

議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます事務局の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、環境局会議室におきまして、ウェブ会議画面の投影により、公開にて行っております。

開会に当たりまして、大阪市環境局理事兼エネルギー政策室長の山本よりご挨拶申し上げます。

【環境局理事】　環境局理事の山本です。

　本日は、お忙しい中、環境影響評価専門委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素より本市の環境行政の推進に多大なるご指導、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

　さて、本日は、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業に係る環境影響についての検討結果報告書（案）」についてご審議いただきます。

　本事業は、会議施設、宿泊施設、劇場などの魅力増進施設やバスターミナルなど、様々な施設や機能を有する計画となっておりまして、環境への影響についても、建設工事及び施設の利用に伴う大気質、騒音をはじめ、廃棄物や温室効果ガスの排出削減、生息生育する動植物への影響や景観など、多岐にわたるものでございます。

　また、本事業の計画地である夢洲では、現在、2025年日本国際博覧会の会場やインフラ整備の工事が進められているところであり、本事業との複合的な影響を懸念する意見など準備書に対する意見書が102通提出され、公聴会でも12名の公述人が意見を述べたところでございまして、市民の関心の高さがうかがえるところでございます。

　委員の皆様には、各専門部会におきまして、昨年11月の諮問から延べ８回にわたり、住民意見を踏まえつつ、事業者の環境配慮について、審議検討を重ねていただいたところです。

　本日は、その取りまとめについてご報告いたしますが、本事業が環境の保全や創造について適正に配慮して推進されますよう、ご審議をお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】　それでは、ご出席いただいております委員の皆様のお名前をご紹介いたします。

　近藤会長、貫上会長職務代理、乾委員、梅宮委員、塩見委員、竹村委員、西野委員、花嶋委員、藤田委員、山口委員、山本委員、吉田委員、若狭委員、若本委員、早川委員、以上15名の委員の皆様にご出席をいただいておりまして、映像と音声により委員ご本人でいらっしゃることと、また、委員間で映像と音声が伝わることを、会長においてもご確認いただいております。

　また、大阪市環境影響評価専門委員会規則第５条第２項によりまして本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

　続きまして、本市から出席者をご紹介いたします。

　開会のご挨拶をいたしました環境局理事兼エネルギー政策室長の山本、環境管理部長の松井、あと環境影響評価連絡会の７部局から関係課長が出席しております。

　続きまして、資料の確認をさせていただきます。

　事前に、メールにてお送りしております本日の次第及び検討結果報告書（案）、環境影響評価準備書の３点でございます。

　ここで、議事に入ります前に、ウェブ会議を進めるに当たり、ご留意いただきたい事項につきましてご説明させていただきます。

　まず、マイクですが、ご発言いただく時以外は、オフにしていただきますようお願いいたします。ご発言いただく際は、マイクをオンにしていただき、まず冒頭にお名前をお願いいたします。

　これ以降の議事につきましては、近藤会長にお願いしたいと思います。近藤会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【近藤会長】　近藤です。

　それでは、議事に入らせていただきます。

　先生方には、お忙しい中、本日の専門委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

　さて、本日の議題は、11月６日に、大阪市長から当専門委員会に諮問のありました、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業に係る環境影響についての検討結果報告書（案）」についてでございます。

　諮問以降、これまで、当専門委員会の大気・騒音振動、陸生・水生生物、景観・電波障害、水質廃棄物などの各部会において、検討、審議を重ねてまいりました。

　本日は、皆様に検討結果報告書の（案）についてご検討をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、検討結果報告書の（案）につきまして、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】　環境局環境管理課長の三原でございます。

　検討結果報告書（案）についてご説明させていただきます。画面共有もさせていただきます。

　ページを送っていただいて「はじめに」ですが、この報告書は、本事業の環境影響評価準備書につきまして、専門的・技術的な立場から検討した結果をまとめております。また、環境の保全及び創造の見地から出された102通の意見書及び公聴会での12名の意見陳述の内容を含め、審議検討している旨を記載しているところでございます。

　次のページ、「目次」です。Ⅰ章は「事業の概要」、Ⅱ章は「検討内容」としまして、「１　全般事項」から「16　自然とのふれあい活動の場」となっております。項目ごとに各専門部会でご検討いただいた内容を取りまとめております。

　また、Ⅲ章に「準備書に対して提出された意見の概要」、Ⅳ章に検討項目ごとの「指摘事項」を取りまとめております。

　次の１ページからⅠ章の「事業の概要」について、本日は時間の関係上、説明については割愛させていただきます。

　８ページ、Ⅱ章の「検討内容」です。ここでは、特に専門委員会からのご意見及びご指摘された内容を中心に説明させていただきます。

　初めに、全般事項ですが、11ページをご覧ください。（４）供給処理計画の２つ目のポツ、準備書では、夢洲１区やＭＩＣＥ施設に太陽光設備の導入を積極的に導入する計画としていることから、12ページの②　検討結果ですが、枠囲みの〔事業者提出資料　1－1〕により、自然エネルギーの計画について確認しており、これを受けまして、枠囲み下のポツ、「太陽光設備については、ＭＩＣＥ施設や夢洲１区でも導入し、事業計画地内に電力を供給する計画であるが、再生可能エネルギーの利用促進のため、事業計画地全体における再生可能エネルギー比率等について、目標値を設定する必要がある。」とご指摘をいただいているところでございます。

　16ページ、（５）交通計画です。②　検討結果ですが、枠囲みの〔事業者提出資料　1－2〕により、施設供用時の予測地点の車両の走行台数の根拠について確認しておりますが、平日、休日ともに自家用車が多く占めており、これを受けまして、枠囲みの下の２行目から、供用時は自家用車の台数が多いと想定されていることから、事業者が計画しているＩＣＴによる公共交通利用促進対策を確実に実施し、自家用車等の走行台数の抑制を図られたいとのご意見をいただいているところでございます。

　19ページ、（７）ＳＤＧｓ達成への貢献です。②　検討結果です。２行目から、本事業は、夢洲の特性を生かして、最先端技術の実証・実装の場を設けるとともに、ＳＤＧｓの達成に貢献するサステナブルなＩＲをめざしているとしていることから、環境配慮については、地球温暖化や生物多様性の減少など環境問題に関する国際的な動向を踏まえつつ、他の地域のモデルとなるよう先導的な取組を促進するとともに、その内容等を積極的に発信する必要があるとのご指摘をいただいております。

　20ページ、２　大気質です。

現況調査ですが、21ページの②　検討結果ですが、ここでは現況調査について問題はないとしております。

　23ページ、予測評価です。①　施設の供用及び施設関連船舶の運航について、29ページの下段のイ　検討結果ですが、枠囲みの〔事業者提出資料　2－1〕に、最大着地濃度の算出方法について確認しており、30ページの中段の２つ目のポツ、最大着地濃度地点の算出方法について問題はないとしておりますが、気象モデルの作成に南港中央公園局のデータを使用して、現地調査地点のデータを補正していることについて、事業者提出資料を求め検討した結果、32ページの枠囲みの下の１つ目のポツの５行目から７行目にかけて記載しておりますが、南港中央公園局の気象データを使用して回帰式を求め、事業計画地のデータを補正するのは適当でないと考えているとし、その下のポツ、施設の供用に伴う影響など大気質に及ぶ影響の予測に当たっては、気象モデルの風向・風速について適切に設定した上で再予測を行い、その結果を評価書で示す必要があるとご指摘をいただいておるところでございます。

　（イ）予測結果及び評価の２つ目のポツ、施設の供用について、№１の事業計画地、№６の舞洲及び最大着地濃度地点におけるＮＯ２濃度につきましては、環境基準値を下回っておりますが、大阪市の環境基本計画の目標値0.04ppmを超えるため、空調熱源については、最新の低ＮＯＸ機器の採用や再生可能エネルギーの積極的な導入等の環境保全対策を徹底し、周辺地域への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されたいとのご意見をいただいているところです。

　33ページの②　施設関連車両の走行について、37ページのＮＯ２濃度につきまして、表２－８に予測地点の道路と予測結果を示しておりますが、イ　検討結果の一番下のポツ、№３から№５については環境基準値を下回っているが、大阪市の環境基本計画の目標値を超えることとなるため、周辺交通量の増加を極力抑制する等の環境保全対策を講じ、周辺地域への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されたいとのご意見をいただいているところでございます。

　38ページの③　建設機械の稼働及び工事関連船舶の運航ですが、42ページの表２－13にＮＯ２の予測結果を示しております。ここでも、大阪市の環境基本計画の目標値0.04ppmを超えていることから、一番下のポツから２行目、環境保全対策を徹底し、周辺地域への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されたいとのご意見をいただいております。

　43ページの④　工事関連車両の走行ですが、48ページまでお進みください。イ　検討結果の（イ）予測結果及び評価について、「本事業による影響」と「夢洲内において実施される他事業との複合的な影響」について検討しておりますが、一番下のポツ、いずれの場合も、市道福島桜島線の№２地点、国道172号線の№３地点、臨海道路コスモ北線の№５地点のＮＯ２濃度については環境基準値を下回っておりますが、大阪市の環境基本計画の目標値を超えることとなるため、工事関連車両については、通行時間帯の配慮及び走行ルートの適切な設定並びに運行管理を徹底、交通渋滞の抑制等対策を確実に実施することで、周辺地域への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されたいとのご意見をいただいております。

　49ページ、３　水質・底質です。ここでは、工事排水による影響について予測等が行われております。52ページ、②　検討結果をこのページの下段から53ページにかけて記載をしておりますが、53ページの枠囲み、事業者に公共用水域への影響及び汚水以外の工事排水の海域への排出について提出資料を求めたところ、準備書の記載と異なる汚水以外の工事排水を公共用水域に流すと事業者回答があったことを踏まえ、一番下のポツ、「工事排水の雨水管から海域への排出可否によらず、公共下水道整備後は適切な処理を行った上で、計画的に下水道へ排水することにより公共用水域への影響を最小限にとどめるとともに、公共用水域に排水する場合は、適切に事後調査を実施する必要がある。」とのご指摘をいただいております。

　54ページ、４　土壌です。55ページの図４－２に示すとおり、事業計画地及びその周辺は、土壌汚染対策法における形質変更時要届出区域に指定されていることを踏まえまして、57ページ、②　検討結果のイ　予測結果及び評価について、建設工事に伴い発生する汚染土壌については、飛散防止措置として環境保全対策を確実に実施するだけでなく、事業計画地及びその周辺は更地で建物等がないため、風環境評価基準のランクが全て４と強いことから、汚染土壌が飛散しないよう万全を期されたいとのご意見をいただいております。

　58ページ、５　騒音です。60ページまでお進みください。まず、施設の供用による影響ですが、施設の供用は、空調設備と屋外催事（コンサート・花火）について検討しております。61ページのイ　検討結果の（イ）の１つ目のポツ、まず、空調設備については、本事業に伴う環境騒音の増分は小さく、問題はないとまとめております。また、〔事業者提出資料　5－1〕により、コンサート・花火の周辺住民への配慮の考え方について確認しており、これを受けまして、62ページの一番上、コンサート・花火に伴う騒音についての事後調査を、供用時に此花区のほか適切な環境保全施設等において実施する必要があるとのご指摘をいただいております。

　また、その下のポツ、「事業計画地周辺には住居等の環境保全施設が存在しないが、開催日時の周知・開催時間の配慮だけでなく、風の影響も考慮して、音響設備の出力レベルの設定や使用台数の制限など適切な対応を検討されたい。」とのご意見をいただいております。

　②　施設関連車両の走行による影響です。63ページの表５－２に平日の道路交通騒音の予測結果を示しておりますが、市道福島桜島線の№２地点の夜間において、現況で66デシベルと環境保全目標値を上回っており、さらに本事業等の影響により0.4デシベルさらに押し上げる予測結果となっております。また、臨港道路コスモ北線の№５地点の昼夜間においても、現況で環境保全目標値を上回っておりますが、遮音壁による回折減衰を見込んでおります。

　64ページのイ　検討結果の（イ）の１つ目のポツですが、「№２地点の平日夜間では、本事業の影響による増分は0.4デシベルと小さいものの、現況においても環境基準値を上回っていることから、ＩＣＴ等を利用した交通情報提供及び駐車場料金のダイナミックプライシングにより公共交通利用促進等の環境保全対策を徹底し、周辺地域への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されたい。」とのご意見をいただいております。

　また、その下のポツ、№５の地点の周辺区間の遮音壁については、調査時点では未設置でありましたが、現在は遮音壁を設置済みであるため、遮音壁の減衰効果を実測にて確認し、評価書に反映する必要があるとのご指摘をいただいております。

　その下の施設関連船舶の運航についての影響ですが、67ページの④として施設の供用との総合影響について予測しておりますが、イ　検討結果の（イ）予測結果及び評価ですが、いずれの時間帯の区分においても環境基準値を下回っていることから、問題はないとまとめております。

　その下、工事中の騒音の影響について、⑤　建設機械の稼働です。69ページ中段の（イ）予測結果について、事業計画地であります№１の地点において規制基準値を超過していなかったことから問題はないとまとめております。

　その下から、工事関連車両の走行による影響ですが、本事業による影響と夢洲内において実施される他事業との複合的な影響について検討しております。72ページまでお進みください。一番下の（イ）予測結果及び評価について、本事業による評価結果では、市道福島桜島線の№２地点で、また、夢洲内において実施される他事業との複合影響による評価結果では、№２と国道172号の№３の地点において夜間の環境基準値を超えております。現況において、既に環境基準値と同値または上回っている地点でもあり、本事業による影響より他事業による影響が大きい面もございますが、関係機関と連携し、工事工程の調整等を行うとともに、夜間については可能な限りこれら幹線道路を避け、高速道路から此花大橋を通行するルートを利用することにより、騒音の影響を低減する必要があるとのご指摘をいただいております。

　73ページからは工事関連船舶の運航による影響ですが、下段の⑧建設機械の稼働との総合影響について予測評価しておりまして、74ページの一番下の（イ）規制基準値を超過しなかったことなどから、問題はないとまとめておるところでございます。

　75ページ、６　振動です。中段の（２）予測評価の①　施設関連車両の走行による影響ですが、77ページの中段の（イ）、車両走行による振動レベルが増加するものの、感覚閾値である55デシベルを下回っていることから、問題はないとまとめております。

　その下からは建設工事中の振動の影響です。②　建設機械の稼働に伴う影響ですが、78ページの中段のイ　検討結果の（イ）予測結果及び評価について、敷地境界における振動レベルは規制基準値を下回っており、事業計画地周辺には環境保全施設が存在しないことから、問題はないとまとめております。

　その下、③　工事関連車両の走行による影響です。81ページのイ　検討結果（イ）予測結果及び評価について、振動においても「本事業による影響」と「夢洲内において実施される他事業との複合的な影響」について検討しておりますが、いずれの場合も振動レベルが増加するものの、感覚閾値である55デシベルを下回っていることから、問題はないとまとめております。

　82ページ、７　低周波音です。施設の供用による影響について予測等が行われておりますが、84ページ、イ　検討結果の（ア）予測内容について、上から２つ目のポツ、「屋外催事（コンサート・花火）については確立された予測手法がないことから、類似事例や低周波音の発生・曝露特性を基に推定しており、特に問題はないと考える。」とまとめております。

　また、その下の（イ）予測結果及び評価の下から３行目、現況において参照値を上回っている周波数帯が一部あることから、周辺地域への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されたいとのご意見をいただいております。

　85ページ、８　電波障害です。（１）現況調査、また86ページの（２）予測結果はいずれも問題はないとご意見をいただいているところでございます。

　87ページ、９　廃棄物・残土です。92ページの下段の１つ目のポツ、施設の供用時における廃棄物について、準備書では、年間１万652トンの排出量と予測されているため、93ページの中段のイの（イ）の上から２行目、「大阪市一般廃棄物処理基本計画」に示されている基本方針に即して、２Ｒの取組を積極的に促進するとともに、特にリサイクル率が低く、処分量が多いと予測された厨芥類やプラスチック類については、施設供用時において最も効果的な分別・リサイクルに取り組み、処分量の削減に努められたいとのご意見をいただいております。

　その下、②、建設工事に伴う廃棄物・残土です。97ページの検討結果の（イ）の１つ目のポツ、残土について、本事業で発生する残土のうち、最大約50万m3は、大阪・関西万博開催期間等において、夢洲島内での移動が制限されることを理由に、夢洲島外で処分する計画としていることから、その期間等における工事中の残土の発生抑制対策を検討するとともに、夢洲島内で埋立材として再利用できるよう仮置場を最大限確保し、また、夢洲島外で処分する場合であっても浄化等処理施設において処理・再利用を実施することにより、最終処分量ゼロを目指す必要があるとのご指摘をいただいております。

また、その下のポツ、建設汚泥については、大阪市域における年間発生量の約２倍に当たる約120万m3と予測されていることから、発生量の少ない杭工法の採用による発生抑制はもとより、埋立地特例区域から発生する汚泥を処理する際には、予め分析項目や頻度など処理先の受入基準を適合することの確認方法について中間処理業者等と十分調整の上、可能な限り再生利用し、最終処分量を低減する必要があるとのご指摘をいただいております。

　98ページ、10　地球環境です。105ページの一番下のポツ、準備書では、本事業のＣＯ２削減目標を約50％としており、標準的な施設、これはＣＯ２排出量の削減対策を行わない同規模な施設ですが、これと比較して約38％の削減予測となっております。

106ページの②　検討結果のアの２つ目のポツ、事後調査で、準備書で設定した標準的な施設との比較だけでなく、供用後のＣＯ２排出量を正確に算定した上で計画施設の予測結果の妥当性を検証するとともに、削減目標の達成見込みについて評価する必要がある。またその下、「現時点ではシャトルバスの運行計画が未定であることから、施設関連車両の二酸化炭素排出量の算出範囲を夢洲内に限定しているが、事後調査ではシャトルバスの各地ターミナルと事業計画地間の走行による二酸化炭素排出量を算定する必要がある。」とのご指摘をいただいております。

　また、枠囲いの〔事業者提出資料　10－1〕により、カーボンニュートラルの実現、さらなる環境保全対策について確認をしており、これを受けまして、107ページの一番上のポツ、夢洲１区で計画している太陽光発電設備の導入はもとより、再生可能エネルギーの調達等を積極的に進めるとともに、省エネルギー機器や高効率機器の導入、建築物におけるＺＥＢ化など、徹底した省エネルギー対策に取り組む必要がある。また、その下、来場者の公共交通機関の利用促進を図るとともに、シャトルバスのＥＶやＦＣＶ等の電動車の導入など、さらなる環境保全対策、最新技術の導入により、カーボンニュートラルの早期実現を目指す必要があるとのご指摘をいただいております。

　さらに、〔事業者提出資料　10－2〕で気候変動適応策について確認しており、これを受けまして、一番下、事業計画地内における蓄電池設備や自家発電の設置、停電時の非常用電源としての電動車の活用などエネルギー供給の強靭化を図るとともに、気象災害等を考慮したＢＣＰの対策に取り組まれたいとご意見をいただいております。

　108ページ、11　気象です。110ページをご覧ください。準備書では、事業計画地及びその周辺は全てランク４の地域と予測しており、施設供用後もランク４の地点が多数見受けられるとされておりますが、中段の②　検討結果のイの２行目から、事業計画地近傍に住居等の環境保全施設は存在しないとしていることから、周辺地域に著しい影響を与えることはなく、風害の影響は小さいと考えられるため、問題はないと取りまとめているところでございます。

　111ページ、12　動物です。まず陸域動物ですが、ここでは、高層建築物の存在、工事中による影響について予測等が行われておりまして、下段のイ　検討結果ですが、住民意見や公述意見を踏まえまして、市民団体による生物調査については、その内容を確認し、評価書の既存資料に適切に反映されたいとのご意見をいただいております。

　また、その下のポツ、「生物多様性保全の観点から、工事着手前に鳥類の飛来状況の確認及び陸域動物の生息状況について調査を行い、その結果を事後調査とともに報告する必要がある。」とのご指摘をいただいております。

　113ページ、中段のイ　検討結果です。事業者に鳥類が生息する草地の確保、114ページに緑化に当たっての陸域動物に対する配慮について確認しておりまして、これを受けまして、114ページの中段、「緑化に当たっては、専門家等の意見を聴取しながら、陸域動物の生態を踏まえた多様な草丈の草地の確保や適切な樹高及び樹種の選定等を確実に実施されたい。」とのご意見をいただいております。

　また、裸地や水辺の保全、重要な動物種の代替場所の利用の可能性について、〔事業者提出資料　12－3〕及び次のページの〔事業者提出資料　12－4〕で確認しておりまして、これを受けまして、116ページの一番下、「夢洲では各種生息環境に応じた多様な動物種が確認されていること、事業計画地周辺地域に重要な動物種の生息が確認されているが、個体数の維持に必ずしも寄与するとは言えないことから、専門家等の意見を聴取しながら、環境の保全及び創造のための措置を確実に実施することはもとより、関係機関と連携し、可能な限り多様な自然環境の創出に取り組み、維持管理に努められたい。」とのご意見をいただいております。

　117ページからは海域動物についてでございます。工事排水による影響について予測等が行われております。118ページのイ　検討結果の一番下のポツ、水質・底質での検討結果等を踏まえまして、「護岸の改変や周辺海域工事は局所的であり、濁水の発生に配慮した施工に努めるとしているが、必要に応じて汚濁防止膜を設置する等の保全措置を実施されたい。」とのご意見をいただいております。

　119ページ、13　植物です。陸域植物について、120ページのイ　検討結果で、枠囲いの２つ目のポツ、植物についても市民団体の調査結果を評価書に反映するようご意見をいただいており、その下のポツ、工事着手前に陸域植物の生育状況について調査を行い、その結果を事後調査とともに報告する必要があるとのご指摘をいただいております。

　122ページ、イ　検討結果ですが、枠囲いの事業者提出資料に、郷土種を活用する際の配慮やトレーサビリティーの確保、123ページに植栽に当たっての方針について確認しており、これを受けまして、その下のポツ、「植栽にあたって導入される在来種や郷土種、外来種等の植物については、専門家等の意見を聴くとともに、生物多様性保全及びトレーサビリティー確保の観点から可能な限り原産地等の記録をされたい。」とのご意見をいただいております。

　その下からは海域植物について、124ページをご覧ください。一番下のイ　検討結果ですが、「現地調査において重要な海域植物は確認されなかったものの、既存資料調査を鑑み、事業計画地からの排水について、環境保全措置を実施することにより適切な配慮がなされており、問題はない。」とまとめております。

　125ページ、14　生態系です。陸域生態系ですが、127ページをご覧ください。イ　検討結果ですが、現地調査で事業計画地内にシロチドリの生息が確認されており、シロチドリが地域を特徴づける生態系の注目種として選定すべきと考えられたため、枠囲みの〔事業者提出資料　14－1〕により確認し、シロチドリを追加選定することとなり、130ページから次の131ページにかけまして、〔事業者提出資料　14－2〕により、シロチドリの生息環境・採餌・繁殖への影響の予測・評価結果を示しております。

　131ページの中段のポツの２行目から、夢洲は、野鳥園臨港緑地とともに、大阪府レッドリストにおいて生物多様性のホットスポットに選定されているため、生物多様性の保全の観点から、事業者に事業計画地内における生物の生息空間の創造や他のエリアとのつながりなどの考え方について確認したところ、枠囲みの〔事業者提出資料　14－3〕で、事業計画地内における生物の生息空間の創造や他のエリアとのつながりについて示され、これを受けまして、132ページの一番下のポツ、「夢洲は、鳥類など動物や植物の重要な種等が確認されており、多様な動植物の生息・生育地となっていることから、事業計画地内の緑地整備のほか、水路の導入など動植物の良好な生息・生育空間の創出に努められたい。」とのご意見をいただいております。

　133ページからは海域生態系について、134ページのイ　検討結果の（イ）、「護岸の改変や周辺海域工事は行わない計画であり、工事中の排水は適切に処理を行うとしており、注目種の生息・生育環境への影響は軽微であると考えられることから、問題はない。」とまとめております。

　135ページ、15　景観です。136ページの②　検討結果ですが、新たなランドマークとなる景観創出についての事業者の回答を受けまして、137ページの一番上、「本事業計画地のある夢洲地区は、新臨海部の一つとして、新たなベイエリア景観の形成が期待されていることから、開放的な眺望に映え、周囲と調和しつつ、国際観光拠点の玄関口としてにぎわいと活気のある良好な景観を創出するよう配慮されたい。」とのご意見をいただいております。

　また、その下のポツ、コスモタワー展望台から見える夢洲１区の太陽光発電設備は現状の眺望に違和感を与えるものではないものと考えられると予測しているが、既存の太陽光設備に合わせてパネル配置計画を検討し、違和感を与えないように配慮されたいとのご意見をいただいております。

　138ページ、16　自然とのふれあい活動の場です。144ページの②　検討結果のイですが、「ふれあい活動の場に対する環境影響や利用特性及び価値への影響は小さいと予測されていること、さらに、工事関連車両については、その影響を最小限にとどめるよう環境保全対策を講じるとしていることから、問題はない。」とまとめておるところでございます。

　以上が各環境影響評価項目の検討結果でございます。

　また、145ページから157ページにかけまして、Ⅲ章として準備書に対しての提出された意見の概要、また158ページから169ページまでが公聴会での公述意見の内容を掲載しております。

　170ページ、Ⅳ章「指摘事項」ですが、本事業による環境影響について、夢洲内において実施される他の事業との複合影響を含め、事業者が考慮すべき事項を指摘事項としてまとめていることを記載しております。先ほどのⅡ章の「検討内容」で説明したとおり、指摘事項としまして、全般事項の供給処理計画から１項目、ＳＤＧｓ達成への貢献から１項目、大気質から１項目、水質・底質から１項目、騒音から３項目、廃棄物・残土から２項目、地球環境から４項目、動植物生態系から１項目、計14項目となっております。

　172ページには「おわりに」としまして、「本事業においては、大阪をはじめ、関西・日本全体の更なる観光及び経済振興の実現と併せて、ＳＤＧｓ達成への貢献をめざす2025年日本国際博覧会のレガシーを確実に継承することにより、環境と成長の好循環の実現及び将来の世代に引き継ぐ持続可能な社会づくりに貢献するよう要望する。」と結ばせていただいております。

　以上が検討結果報告書（案）の内容でございます。どうぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【近藤会長】　検討結果報告書（案）につきましては、各部会においてご議論いただいていたところですが、ただいまの説明につきまして、何か補足説明やご意見等はございませんでしょうか。

　では、私から。既にご指摘いただいているので今さらですが、この建物が造られるのが2030年になりますので、そのときにはカーボンニュートラルの目標年にほぼ近いところになるので、ＣＯ２の削減については46％、それ以上を目指していっていただきたいなと希望として思っていますので、よろしくご指導していただければと思っております。

　ほか、どうでしょうか。

　では、ほかにご意見がないようですので、ただいまの報告書の（案）の（案）を取らせていただきまして、最終報告書としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

　ありがとうございます。

では、特にご意見がないようですので、本報告書をもちまして大阪市長宛てに答申することといたします。

　では、今から答申文を私から読み上げさせていただきます。

　令和６年１月25日

　大阪市長　横山英幸様

　大阪市環境影響評価専門委員会　会長　近藤　明

　大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業環境影響評価準備書について（答申）

　令和５年11月６日付け大環境第e-466号で諮問のありました標題については、別添の検討結果報告書をもって答申します。

　以上でございます。

【司会】　今、答申文を読み上げていただいたのですが、少しお待ちください。

【近藤会長】　はい。

【司会】　今、近藤会長に読み上げていただいた答申文を投影いたします。このとおりで、市長宛てにご答申をいただいたということでございます。

　それでは、ここで理事の山本より一言、お礼を申し上げます。

【環境局理事】　ただいま、近藤会長から答申を拝受いたしました。今回、近藤会長をはじめ、委員の皆様には精力的にご検討、ご審議を重ねていただきましたことに、改めて厚くお礼を申し上げます。

　本市といたしましては、この答申を基に事業者に対し、環境の保全及び創造の見地からの市長意見を示しますとともに、以降の手続につきましては、工事着手後を含め、取組状況のフォローアップを行い、今後の大規模開発事業の環境配慮のモデルケースとしてまいります。

　委員の皆様におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【司会】　以上をもちまして、本日の大阪市環境影響評価委員会を終了させていただきます。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、ご出席いただきまして、どうもありがとうございました。